

安全保障理事会決議 1801 (2008)

2008年2月20日、安全保障理事会第5842回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアにおける事態に関する安保理の従前の諸決議、とりわけ決議733(1992)、決議1356(2001)、決議1425(2002)、決議1725(2006)、決議1744(2007)および決議1772(2007)、安保理議長諸声明、とりわけ2006年7月13日(S/PRST/2006/31)、2006年12月22日(S/PRST/2006/59)、2007年4月30日(S/PRST/2007/13)、2007年6月14日(S/PRST/2007/19)および2007年12月19日(S/PRST/2007/49)の諸声明を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

暫定連邦憲章を通じたソマリアにおける事態の包括的かつ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、暫定連邦憲章に想定されたように、最終的に全てを含めた政治プロセスを通して到達する広い基盤にたった代表制度の重要性を強調し、またソマリアの暫定連邦制度に対する安保理の支持をくり返し表明し、

ユースフ大統領によるヌール・アッデ・ハッサン・フセインの首相への任命、それに続く暫定連合政府のもとでの新内閣の任命および暫定連邦政府のモガディシュへの再配置を歓迎し、

事務総長特別代表、アハメドゥ・ウルド＝アブダラ氏の活動を賞賛し、彼の取り組みに対する安保理の強い支持を確認し、

ソマリア全土にわたる安定と安全を供給することと維持することの重要性を強調し、ソマリアの民兵および元戦闘員の武装解除・動員解除及び社会復帰の重要性を強調し、

ソマリア内のあらゆるの暴力および過激主義の行為を強く避難し、ソマリア内の継続的暴力に対して安保理の懸念を表明し、

事務総長報告書の第22項に記述されたソマリア沿岸沖の海賊行為の急増に懸念を表明し、国際海事機関と世界食糧計画の2007年7月10日の共同コミュニケを想起し、

ソマリアにおける平和、安定および和解を促進するための、国際社会、とりわけアフリカ連合、およびアラブ連盟、政府間開発機構および欧州連合の取り組みに安保理の感謝の念をくり返し表明し、また彼らの継続的関与を歓迎し、

地域的行動として適切であるような、平和および安定の維持に関する事柄における国際連合と地域的取極との間の協力は、国際連合憲章に規定されているような集団的安全保障の不可欠な一部であることを想起し、

アフリカ連合が、そのソマリア・ミッション(AMISOM)の職務権限を追加的に6カ月間延長することを表明した2008年1月18日のアフリカ連合平和安全保障理事会のコミュニケを歓迎し、

ウガンダ軍がソマリア市民に対する治療を提供することを実行してきたという重要な活動を含む、ソマリアにおける平和および安定を永続するために為してきたAMISOMおよびそのウガンダならびにぶるんちの派遣部隊の貢献を強調し、彼らに対するいかなる敵対行為も強く避難し、ソマリアおよび同地域における全ての当事者に対し、AMISOMを支援し協力することを促し、

過去1年間のAMISOMの活動に対する支援とブルンジ政府の最近の展開に対するウガンダ政府の持続した取り組みを歓迎し、

2007年11月7日のソマリアに関する事務総長報告書(S/2007/658)、とりわけ第32項、に留意し、かつ彼のAMISOMへの支援に安保理の感謝の念を表明し、

AMISOMの全面的展開がソマリアからの他の外国軍の全面的撤退の助長に役立ちまたその永続する平和と安定のための条件の創設することに役立つことを強調し、

同国における長期にわたる安定化および紛争後の復興を支援するソマリアに対する平和維持活動を展開することを国際連合に求めた2008年1月18日のアフリカ連合平和安全保障理事会のコミュニケに留意し、

2007年12月19日の安保理議長声明(S/2007/49)において述べられている、決議1772(2007)に従って、AMISOMを引き継ぐための国際連合平和維持活動の展開を可能とするための緊急対処計画の立案に関して安全保障理事会に事務総長が報告した要請を想起し、

ソマリアにおける事態が当該地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていると決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 決議1772(2007)の第9項に設定された職務権限を実行するために適切な場合にはあらゆる必要な措置を講じる権限を与えられた、ソマリアにおけるミッションを維持するためのアフリカ連合の加盟国の権限を更に6カ月の期間にわたり更新することを決定し、また、とりわけAMISOMは、要請されるかその能力の範囲内で、主要社会資本の安全に備えるために、また人道的支援の供給のために必要な治安条件の創設に貢献するために、必要な場合にはあらゆる必要な措置を講じる権限が与えられていることを強調する。
2. 決議1772(2007)の第11項および第12項に設定された規定は、上記第1項に言及されているミッションに適用が続くことを確認する。
3. アフリカ連合加盟国に対し、ソマリアからの他の外国軍の全面的撤退の助長に役立ちまたその永続する平和と安定のための条件の創設することに役立つためにAMISOMに貢献することを促す。
4. 加盟国に対しAMISOMの全面的展開のために財政的資源、人員、装備およびサービスを提供することを促す。
5. 平和的な政治プロセスを邪魔あるいは妨害しようとする者、もしくは力で暫定連邦制度もしくはAMISOMを脅かす者、またはソマリアもしくは当該地域の安定を害する行為を取る者に対して措置を講じる安保理の意図を再確認する。
6. 国際連合ソマリア政治事務所(UNPOS)の能力を強化するための、AMISOMの全面的な展開を更に支援するための、およびAMISOMを引き継ぐための国際連合平和維持軍の展開を可能とする準備のための特定の選択肢を含む2008年3月10日が期限となっている事務総長の来るべき報告書を期待し、それに含まれる選択肢と勧告に照らして取る更なる行動について審議するため報告書の公開に続いて速やかに再び会合する安保理の意図を確認する。
7. 事務総長に対し、ソマリア国民に対するサービスを提供する暫定連邦制度の役割を支持することによって、また、アフリカ連合、アラブ連盟、政府間開発機構、欧州連合およびソマリアに関する国際コンタクトグループとその加盟国を含む国際社会とともに活動することを含み、最終的に全てを含めた現在進行中の政治プロセスを促進する彼の努力を継続しかつ強めることを要請する。
8. 全ての国際機構および加盟国に対し、安全を高めソマリアに対する包括的かつ永続的平和をもたらすためのSRSGの活動を支援することを求め、また、調整された取り組みが達成できるよう常に彼を通して活動することを要請する。

9. 暫定連邦制度およびソマリアにおける全ての当事者に対し、国民和解会議（NRC）の結論を尊重し、また政治的指導者、族長、宗教指導者、ビジネス社会および女性グループのような市民社会の代表者を含む全ての利害関係者が最終的に関与するその後の等しく包括的な現在進行中の政治プロセスを持続することを促し、包括的な対話を促進するための努力に続いて団結することを彼らに奨励する。
10. 制憲プロセスの完了を含むNRCの結論の履行計画の策定に向けた暫定連邦政府の努力を歓迎し、包括的かつ永続する敵対行為の停止、およびソマリアの暫定連邦憲章に規定された 2009 年の自由かつ民主的な選挙を含む移行プロセスの残された部分への決定的な道筋の工程表、に関する協定の必要性をくり返し表明する。
11. 決議 733（1992）で課せられ、その後の決議で練られかつ修正された武器禁輸によるソマリアの平和および安全に対して為された継続した貢献を強調し、全ての加盟国、とりわけ当該地域の国家に対し、それを完全に遵守することを要求し、その効果を強化するための方法を審議する安保理の意図をくり返し表明する。
12. ソマリア沿岸に隣接する国際海域および空域で海軍の艦船および軍用航空機を運航している加盟国に対し、そこでのあらゆる海賊事件を警戒し、そのようないかなる行為に対して、関連国際法に一致して、商業運送、とりわけ人道支援の輸送を保護するために適当な行動を取ることを奨励し、世界食糧計画の輸送船団を保護するためフランスにより為された貢献およびこの目的のためにデンマークにより現在提供されている支援を歓迎する。
13. 女性、平和と安全に関する 1325（2000）および武力紛争における民間人の保護に関する 1674（2006）ならびに 1738（2006）の安保理の従前の諸決議を再確認し、ソマリアの全ての当事者および武装グループが同国内において、国際人道法、人権および難民法に一致して、とりわけ居住地域におけるあらゆる無差別攻撃を避けることにより、民間人を保護するために適切な措置を講じる責任を強調する。
14. ソマリアにおける現在進行中の人道救援の取り組みを強く支持しかつ奨励し、人道および国際連合の要員の保護に関する安保理決議 1502（2003）を想起し、ソマリアの全ての当事者および武装グループに対し、AMISONおよび人道要員の安全を確保し、必要とする人々全てに対する人道支援の引渡への時宜を得た、安全かつ妨害されないアクセスを認めるための適切な措置を講じることを求め、同地域における諸国に対し、陸路もしくは空港および海港による人道支援物資を促進することを促す。
15. 子どもおよび武力紛争に関する安保理の従前の決議 1612（2005）を再確認し、ソマリアにおける武力紛争の当事者に関連する武力紛争における子どもに関する安全保障理事会作業部会の結論（S/AC.51/2007/14）を想起する。
16. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。